

令和 4 年

第 1 回 東峰村議会臨時会会議録

開会：令和 4 年 2 月 1 日

閉会：令和 4 年 2 月 1 日

福岡県東峰村議会

令和4年 第1回東峰村議会臨時会

招集年月日 令和4年2月1日開議
招集の場所 東峰村役場議場
開会日時及び宣告 令和4年2月1日 9時30分
議長 佐々木 紀嘉
閉会日時及び宣告 令和4年2月1日 10時50分
議長 佐々木 紀嘉

応招議員

議席番号	議員名	出欠	議席番号	議員名	出欠
1番	佐々木 孝	○	2番	高倉 美紀恵	○
3番	梶原 伯夫	○	4番	梶原 光春	○
5番	黒川 隆康	○	6番	長澤 貞義	○
7番	高倉 寛視	○	8番	泉 守	○
9番	伊藤 均	○	10番	佐々木 紀嘉	○

不応招議員

議席番号	議員名	議席番号	議員名
	なし		

出席議員

10名

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため
会議に出席した者の職氏名

職	氏名	職	氏名
村長	眞田 秀樹		
教育長	縄田 淳一		
総務課長	野寄 和秀	企画政策課長	城 辰也
保健福祉課長	國松 直美	農林観光課長	岩橋 一成
住民税務課長	室井 英信	建設水道課長	金田 剛紀
教育課長	室井 紀代子	災害対策室長	樋口 修一

本会議に職務のため出席した者の職氏名

職	氏名	職	氏名
議会事務局長	岩橋 俊典		

村長提出議案の題目

承認第 1号	専決処分の承認を求めることについて（専決第7号）
承認第 2号	専決処分の承認を求めることについて（専決第8号）
議案第 1号	東峰村課設置条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 2号	令和3年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第7号）について
同意第 1号	東峰村監査委員の選任について

議事日程

議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。（会議規則第21条）

会議録署名議員の指名

議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。（会議規則125条）
2番 高倉美紀恵議員 3番 梶原伯夫議員

第1回 東峰村議会臨時会会議録

令和4年2月1日
(第 1 日)

東 峰 村 議 会

令和4年 第1回東峰村議会臨時会議事日程

令和4年2月1日開議

開会宣言

議事日程の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案上程報告

日程第 4 村長あいさつ及び提案理由の説明

日程第 5 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて（専決第7号）

日程第 6 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて（専決第8号）

日程第 7 議案第 1号 東峰村課設置条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 8 議案第 2号 令和3年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第7号）について

日程第 9 同意第 1号 東峰村監査委員の選任について

開 会	
議 長	<p>おはようございます。</p> <p>ただ今の出席議員数は、10名です。</p> <p>定足数に達しておりますので、令和4年第1回東峰村議会臨時会を開会いたします。</p> <p style="text-align: right;">(9時30分)</p>
開 議	
議 長	<p>それでは、ただ今から配布しております日程により、議事を進めてまいります。</p>
日程第1	
議 長	<p>日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。</p> <p>会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、 2番 高倉美紀恵議員、3番 梶原伯夫議員を指名いたします。</p>
日程第2	
議 長	<p>日程第2「会期の決定について」を、議題とします。</p> <p>本臨時会の会期は、本日2月1日の1日間にしたと思います。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>これに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認め、会期は、本日の1日間と決定しました。</p>
日程第3	
議 長	<p>日程第3 事務局長に議案の上程報告を求めます。</p> <p>事務局長 (事務局長議案上程報告)</p>
議 長	<p>事務局長より議案の上程報告が終わりました。</p>
日程第4	
議 長	<p>日程第4「村長あいさつ及び提案理由の説明」を、お願いいたします。</p> <p>村長</p>
村 長	<p>皆さん、改めまして、おはようございます。</p> <p>本日、ここに、令和4年第1回東峰村議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には公私ともご多忙の中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。</p> <p>また、日頃から村政の円滑な運営をはじめ、関係する政策全般につきご尽力をいただきまして、深く感謝を申し上げます。</p> <p>さて、令和4年も1カ月が過ぎました。今年に入って、新型コロナウイルス感染症が爆発的な勢いで増加しており、連日過去最多を更新、昨日は福岡県で2,914人と少し落ち着きましたが、まだ予断を許しません。</p> <p>九州全県にまん延防止重点措置が適用され、県もコロナ特別警報に切り替えました。</p> <p>村も注意喚起の呼びかけや3回目の予防接種、既に施設関係の接種は始めております。希望する皆様への早期完了に向けて全力で取り組んでいるところでございます。</p> <p>先日、1月21日に、村内でお一人、累計4人目の感染者が確認されましたが、幸いに症状も軽く、感染の広がりはありませんでした。今後とも人混みへの外出の自粛や人との距離の確保、マスクの着用、うがい、手洗い、こまめな手指の消毒をお願いするところですが、高齢者の方が外出自粛するあまり、健康面の心配が生じないよう、適度な気分転換や運動には、ぜひ、心がけていただきたいと思いますところでありま</p>

	<p>す。</p> <p>議員の皆様におかれましても、なお一層の注意喚起の呼びかけ等にご協力をお願いしたいと思っております。</p> <p>それでは、本臨時会に執行部から提案しております議案について、ご説明を申し上げます。</p> <p>本臨時会には、専決処分の承認について2件、条例の制定について1件、補正予算について1件、監査委員の選任について1件、計5件の議案を提案申し上げ、ご審議をお願いする次第であります。</p> <p>承認第1号、専決処分の承認を求めることにつきましては、子育て世帯生活支援特別給付金について、0歳から高校3年生までの子ども一人当たり10万円の現金給付を、令和3年12月中に実施するために予算の増額の必要性が生じましたが、議会の議決する事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し承認を求めます。</p> <p>承認第2号、専決処分の承認を求めることにつきましては、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、東峰村国民健康保険条例の一部を改正する必要が生じましたが、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項により報告し承認を求めます。</p> <p>議案第1号、東峰村課設置条例の一部を改正する条例の制定につきましては、機能的・効率的に行動できる行政経営組織を構築し、良質な行政サービスの供給体制の確保を図るため、本条例を制定するものであります。</p> <p>議案第2号、令和3年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算(第7号)につきましては、歳入歳出それぞれに2億1,497万円を追加し、歳入歳出総額を42億5,846万4千円とするものです。</p> <p>歳出では、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策地方創生臨時交付金事業として、総額6,557万2千円、ふるさと納税に係る返礼品等として1億円、住民非課税世帯等臨時特別給付金事業として4,344万5千円、民生費子育て世帯生活支援特別給付金その他世帯分として50万円、保健衛生費として小石原診療所に係る返還金478万7千円、農林水産費中山間地域直接支払補助金として66万6千円を計上しております。</p> <p>歳入としては、国・県補助金、寄附金及び基金繰入金を計上しております。</p> <p>同意第1号、東峰村監査委員の選任につきましては、監査委員本田治美氏の任期が令和4年2月27日をもって満了となることから、東峰村監査委員の委員を選任することについて、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めます。</p> <p>以上、提案理由の概要を説明申し上げますが、皆様方には慎重審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます、私の提案理由の説明といたします。本日はよろしくお願いたします。</p>
議 長	村長の提案理由の説明が終わりました。
日程第5	
議 長	<p>日程第5 承認第1号「専決処分の承認を求めることについて(専決第7号)」担当課長に補足説明を求めます。</p> <p>保健福祉課長</p>
保健福祉課長	2ページをお開きください。

	<p>承認第1号「専決処分の承認を求めることについて（専決第7号）」 地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、 同条第3項の規定により報告し承認を求めます。 令和4年2月1日提出、東峰村長名でございます。 3ページをお願いいたします。 東峰村専決第7号、専決処分書。 地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年度東峰村一般会計歳入歳出 補正予算（第6号）を専決処分する。 令和3年12月15日、東峰村長名でございます。 理由といたしまして、子育て世帯生活支援特別給付金（児童を扶養している者の 年収が960万円以上の世帯を除く。）について、0歳から高校3年生までの子ども 一人当たり10万円の現金給付を、令和3年12月中に実施するための予算の増額 の必要性が生じたが、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を 招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1 項の規定により専決処分するものである。 4ページをお願いいたします。 令和3年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第6号） 令和3年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第6号）は、次に定めるところによ る。 第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,235万円を追加し、歳入 歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億4,349万4千円とする。 第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後 の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。 令和3年12月15日専決、東峰村長名でございます。 5ページをお願いいたします。 第1表、歳入歳出予算補正、歳入。 11款国庫支出金、2項国庫補助金、補正額1,235万円、補正後の総額40億 4,349万4千円。 6ページをお願いいたします。 歳出、3款、民生費、2項児童福祉費、補正額1,235万円、補正後40億4, 349万4千円でございます。 9ページをお願いいたします。 2、歳入、11款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、補正額 1,235万円。 2節児童福祉費国庫補助金1,235万円、子育て世帯生活支援特別給付金（その 他世帯追加分）でございます。 10ページをお願いいたします。 3歳出、3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉費、補正額1,235万円。 19節扶助費、子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）でございます。以 上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>説明が終わりました。 これより質疑、討論、採決を行います。 承認第1号「専決処分の承認を求めることについて（専決第7号）」 これから、質疑を行います。 質問はありませんか。 7番 高倉寛視議員</p>

7 番	<p>少しお伺いしたいと思います。</p> <p>この子育て支援特別給付金、給付された方、幼児、小学生、中学生、高校生の人数を教えてください。</p> <p>そして、この中に、その他世帯分というのがあります。この意味を教えてください。</p>
議長	保健福祉課長
保健福祉課長	<p>支給実績につきましては、年齢区分ごとの集計をまだ終わっておりませんので、総人数でよろしいでしょうか。また、後ほど区分ごとの資料を提出したいと思います。</p> <p>支給実績、現在、1月28日現在で243件、合計で118世帯分でございます。残り4世帯、4人分を予定しております。</p> <p>その他世帯分につきましては、前回低所得世帯の追加特別給付金の補正をしました折に、このままの説明を使わせていただいておりますので、今回の特別給付金に追加でその他世帯と載せているわけではございません。</p> <p>この、その他世帯とさせていただいた、当初の理由としましては、低所得者の時の給付金の折にですね、ひとり親世帯に給付金を支出する際に、それは児童扶養手当を支給されている世帯につきましては、福岡県のほうが直接支給をするということになっておりましたので、ひとり親世帯以外の低所得世帯として、その他世帯というふうに分けていたしておりました。以上です。</p>
議長	<p>他に、質問はありませんか。</p> <p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>採決します。</p> <p>承認第1号「専決処分の承認を求めることについて(専決第7号)」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、本案は、原案どおり承認することに決定いたしました。</p>
日程第6	
議長	<p>日程第6 承認第2号「専決処分の承認を求めることについて(専決第8号)」担当課長に補足説明を求めます。</p> <p>保健福祉課長</p>
保健福祉課長	<p>11ページをお願いいたします。</p> <p>承認第2号「専決処分の承認を求めることについて(専決第8号)」</p> <p>地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し承認を求めます。</p> <p>令和4年2月1日提出、東峰村長名でございます。</p> <p>12ページをお願いいたします。</p> <p>東峰村専決第8号、専決処分書。</p> <p>地方自治法第179条第1項の規定により、東峰村国民健康保険条例の一部を改正する条例を専決処分する。</p> <p>令和3年12月28日、東峰村長名でございます。</p>

	<p>理由としまして、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、東峰村国民健康保険条例の一部を改正する必要性が生じたが、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分するものである。</p> <p>13ページをお願いいたします。</p> <p>令和3年東峰村条例第16号、東峰村国民健康保険条例の一部を改正する条例。東峰村国民健康保険条例の一部を次のように改正する。</p> <p>東峰村国民健康保険条例、新旧対照表でございます。</p> <p>下線の40万4千円を、40万8千円に変更するものです。</p> <p>附則、施行期日、1、この条例は、令和4年1月1日から施行する。</p> <p>適用区分、2、施行日前の出産に係る出産一時金の額については、なお従前の例によるものとする。</p> <p>これは、一人当たり出産支援金の42万円のうち、産科医療保障制度における掛け金額が、1万6千円から1万2千円に変更になったことによるもので、令和4年1月1日以降の出産から適用されるものでございます。以上でございます。</p>
議長	<p>これより質疑、討論、採決を行います。</p> <p>承認第2号「専決処分の承認を求めることについて（専決第8号）」</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>（質疑なし）</p>
議長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>（討論なし）</p>
議長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>採決します。</p> <p>承認第2号「専決処分の承認を求めることについて（専決第8号）」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手をお願いします。</p> <p>（賛成者挙手）</p>
議長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、本案は、承認することに決定されました。</p>
日程第7	
議長	<p>日程第7 議案第1号「東峰村課設置条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題といたします。</p> <p>担当課長に補足説明を求めます。</p> <p>総務課長</p>
総務課長	<p>14ページをお願いいたします。</p> <p>議案第1号「東峰村課設置条例の一部を改正する条例の制定について」上記の条例案を別紙のとおり提出する。</p> <p>令和4年2月1日提出、村長名でございます。</p> <p>提案理由、機能的、効率的に行動できる行政経営組織を構築し、良質な行政サービスの供給体制の確保を図るため。</p> <p>15ページをお願いいたします。</p> <p>新旧対照表、課設置条例であります。</p> <p>この課設置条例につきましては、村長部局の課の構成でありまして、教育課につきましては、教育委員会の所管となりますので、ここには表記がございません。</p>

	<p>第2条、右側、現行といたしまして、企画政策課、総務課等6課ございます。左側の欄、改正案、第2条、6課を4課へ統合する案でございます。総務企画課、住民福祉課、ふるさと推進課、農林建設課とございます。</p> <p>第3条、分掌事務、こちらにつきましては、仕事の分類により明確にするものであります。</p> <p>主な業務といたしまして、(1) 総務企画課。</p> <p>現行の総務課と企画政策課の業務が統合されたものでありますが、16ページ、カタカナ表記のクですね、地域コミュニティに関すること、そしてケ、統計庶務が追加されております。</p> <p>それから、(2) 住民福祉課でございます。</p> <p>住民税務課と保健福祉課が統合された課で追加はございませんが、統計が総務企画課へ移動しております。</p> <p>17ページをお願いいたします。</p> <p>(3) ふるさと推進課。</p> <p>名称としては、創設された部署となります。商工・観光業務に加え、エの日田彦山線沿線地域振興に関すること、地域交通、それから1行飛びまして、デジタル戦略、情報収集・発信、ふるさと納税、移住・定住はこの部署で行います。</p> <p>(4) 農林建設課。</p> <p>農林水産業及び土木全般、公営住宅、公園整備、ダム関連及び災害復旧を所管いたします。</p> <p>19ページをお願いいたします。</p> <p>附則といたしまして、この条例は、令和4年4月1日から施行する。以上となります。</p>
議 長	村長
村 長	<p>この課設置条例の改正につきましてですが、これに至りました経過と言いますか、自分なりの考えをですね、ちょっとここで補足として申し上げたいというふうに思っております。</p> <p>課の設置につきましては、過去平成27年に機構改革が行われました。そのときに、旧で言えば、総務課、企画振興課、住民福祉課、農林建設課、と教育課という形で、5課をですね、7課、総務課、企画政策課、住民税務課、保健福祉課、農林観光課、建設水道課、教育課という形で、それでちょっときめ細やかな住民サービスが行えるというところで、機構改革を行ったところでございます。</p> <p>その後、29年の九州北部豪雨等で十分な事務等もですね、できないまま、いろんな復旧・復興のほうに、業務としてはですね、重点が置かれていたという部分はございますが、そのときに言われておりました課題ですね、課長の業務の範囲が広すぎて負担が大きいという部分で、ちょっと課を増やしたという経緯はございます。</p> <p>ただ、自分なりに、それからこれまでのですね、課の状況、自分が総務課長という立場の中で見てきた中でですね、負担業務の種類、業務の広さというよりは、やはり課長補佐、係長の考え方を整理して、やはり適正な配分、自分としては、大体課としてはですね、10名から12名ぐらいが課として一番まとまりがいいのではないかなというふうな感覚を持っておりますので、この形で、今ほぼほぼ、あまり偏りがないような業務配分をですね、今考えているところでございます。</p> <p>考え方としては、先ほどの説明にもございましたが、現在の6課を4課といたしまして、各課の人数は10名前後で配置をするということ、また、課長1名、課長補佐1名、係長を2名から3名として、係員をそれぞれ係として1名から2名の配置を考えているところでございます。</p>

	<p>職務といたしましてですね、これまで課長職、課長補佐等がですね、係員の業務のフォローまで回っていたという、なんか実務を行っていたというところもあって、かなりどちらかと言うと、課長、課長補佐の負担が大きい、また、係員、担当職員ですね、なかなか人材育成ができてないという思いもありましたので、その辺りを踏まえてですね、自分として伝えていることは、課長は課全体の業務を把握して、他課、他の課との調整や対外的な調整、交渉を行う。</p> <p>課長補佐については、課内の事務の効率的・効果的な処理に努め、職員の職務分担及び負荷の調整を行う。</p> <p>係長は、課内の職務の調整を課長補佐とともにやり、係員の職務遂行の指導や人材育成を行う。</p> <p>そういう形で、それぞれの職責の中でですね、それぞれ職員がきっちりやって、すべて住民サービスの向上という方向性に向くんですが、そういったことが機能的にできるような組織としてやってまいりたいということで、今回機構改革を行っているということで、今日の朝礼でも申しましたが、最も重要なことは、業務改善と意識改革というふうに思っておりますので、その、一つの見える形として、この機構改革をさせていただきたいということで、今回、課の設置条例を出させていただいているところでございます。</p> <p>また、新規としてですね、ふるさと推進課という課を、名称としては置いております。これについては、これまで村が不得手といたしております情報収集・情報発信、その辺りをメインに置く、当然観光や産業振興、またふるさと納税等をですね、本気というわけじゃないですけど、これまでも本気でやっておりましたが、もっと人員を少し充実させまして、きっちりやり遂げていただくという形で課の配置を考えているところでございますので、そういった形での条例改正になっております。</p> <p>皆様のご審議をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。</p>
休 憩	
議 長	<p>10時5分まで換気休憩を行います。</p> <p style="text-align: right;">(10時01分)</p>
再 開	
議 長	<p>休憩前に引き続き、会議を再開いたします。</p> <p style="text-align: right;">(10時05分)</p>
議 長	<p>これから、質疑・討論・採決を行います。</p> <p>議案第1号「東峰村課設置条例の一部を改正する条例の制定について」</p> <p>これから、質疑を行います。</p> <p>質問はありませんか。</p> <p>1 番 佐々木孝議員</p>
1 番	<p>今の村長で趣旨は大体分かりましたけれども、具体的に村民の方たちには、いつ頃このことを周知するのか。</p> <p>たぶん3月の広報かなという想像はしたんですが、ちょっと詳しく教えていただきたいのと、事務所ですね、小石原庁舎と宝珠山庁舎、どういうふうになるのか、そこを教えてください。</p>
議 長	<p>村長</p>
村 長	<p>広報の時期については、やはり3月の15日の全戸配布の時期になるかなということは思っております。</p> <p>それぞれの庁舎の配置につきましては、教育委員会含め5課になるということで、小石原庁舎につきましては、そのままという形で住民福祉課を置く、書類の移動とかできるだけその辺りの、なんですかね、あれがないようにはしたいと思っております。</p>

	<p>ます。</p> <p>一つあるのが、総務企画課については、今の場所ですね、建設水道課がいろんな水道のシステムとかございますので、場所が動けないという事情もあります。そちらのほうに、今の災害対策室、4月以降ちょっと体制も少し縮小される部分がありますので、今の農林観光課の場所に災害対策室が移って、今の災害対策室のところにですね、ふるさと推進課を置くというところで、今のところ話はしているところでございます。</p>
議 長	<p>他に、質疑はありませんか。</p> <p>7番 高倉寛視議員</p>
7 番	<p>先ほどからですね、村長が4課にするということで、一番懸念されるのは、異動とかがあった場合に、今までもよく言われていたと思います。担当が変わって、そこに、同じところに行ったのに、話がなんかいつまでも通じないということがありますので、これだけはやっぱり気を付けていただきたいなと思っております。</p> <p>それとですね、先ほど災害対策室を縮小するというところでございました。</p> <p>私が聞きたかったのは、災害対策室はどのようにするのか、継続するのかということを知りたいんですけども、そこはこのまま縮小はしても続けていくということによろしいですかね。</p>
議 長	<p>村長</p>
村 長	<p>災害対策室につきましては、来年度ですね、仕上げの年というふうに自分も考えておりますので、今いる3名の職員と任期付職員さんできっちりやり遂げていただく。</p> <p>あと、それぞれ今、毎年のように災害が起きております。災害の度合いによっては災害対策室、ある程度そういう部署ですね、継続という形になるか、災害が落ち着いたらですね、当然災害についての係というのは、通常の場合は存在いたしませんので、それを建設水道課、またそれぞれ他の、実質、現在もそうなんですけど、機構改革があったからといって人に余裕ができるわけではございません。今非常に苦しい状況でやっておりますので、通常モードに戻らせていただく時期が、ちょっと来年か再来年か分かりませんが、するときにそういった形でですね、適正な配分という形はやっていきたいというふうに思っております。</p>
議 長	<p>9番 伊藤均議員</p>
9 番	<p>その災害対策室の関係なんですけど、まず、この災害対策室、今、応援職員の方が多数来られておりますよね。任期的にはこの3月で終わるところが多々、多いのかなと思っておりますが、じゃあ、これを課と一緒にした場合にですね、どの程度でまたやっていくのか。</p> <p>今、災害終わり5年です。しかしながら、河川等ですね、県・国の災害等についてはどんどん進んできておりますが、最終的に残るのは、農地災害等が最後まで残るのかなと。</p> <p>そうした場合に要員をですね、対応できる形で、しっかりやる考えがあるのかと、いうところが、まず一番大事なところかなと思うんですが、まず、その考えをですね、まず、教えていただきたいと思っております。</p>
議 長	<p>村長</p>
村 長	<p>災害対応につきましては、29年発災以降ですね、いろんな県並びに北九州市、他の自治体等から応援をいただきまして、充実というか、体制の中で取り組んできたところでございます。</p> <p>実情といたしまして、公共災害についてはですね、発注100%、もう工事のほうも来年度中には目途がつくであろうという部分、あとは補助金とかですね、そ</p>

	<p>った形の事務的な手続きになっていくと思っております。</p> <p>議員さん言われるとおりに、農地災害については、県の河川工事に合わせて関連発注という形で、それぞれ工期、1日でも早く進むようにという形で進めさせていただいているところでございます。</p> <p>そういった中で、人力的な充実につきましては、やはり県とか北九州につきましては、それぞれ相手方のいる形でございますので、ちょっと4月以降ですね、派遣については非常に厳しい状況である、という話は事実としてございます。</p> <p>ただ、村のほうとしても一般職員と任期付職員を配置することで、農災その他の事務処理につきましては、きちんとやっていける体制は取っていきたいというふうには思っているところでございます。</p>
議長	9番 伊藤均議員
9番	<p>そうするとですね、よくその災害対策にかかわる職員については、応援の方はもういないと。内輪と言いますか、一般職員と、それから任期付職員の2人というか、その体制であたるということで理解していいんですかね。</p> <p>そのもの自体は、大体どれぐらいの規模で考えてあるのかと。</p> <p>私自身の考え方からすると、まず、あと2年はまだかかるんじゃないかと。復旧・復興まで考えればですよ。</p> <p>それを、じゃあ、今のその体制でできるのかという心配があるわけですよ。今でも応援職員さんいただいて、やっとできてきておるといような感じで捉えているんですが、その辺りが、その体制でできると考えてあるかどうか、お願いしたいんですが。</p>
議長	村長
村長	<p>できるというか、やらなければいけない。それは当然のことでございます。</p> <p>人員についてですね、先ほど議員さん申されました、職員並びに任期付、プラス民間の事業所からですね、やはり1名専門的な部分もございまして、についてはお願いしたいという形で、現在やっているところでございます。</p> <p>総勢、現在のところ8名でやるという形で、来年度以降ですね、するということにしております。</p> <p>災害対策室という形で室長を中心にやる形になるのか、災害係的なもので縮小していくのかについては、やはり事業の進捗次第ということになりますので、それについては、きっちり進捗を踏まえながら、急に減らすとかいうことは決して行いませんので、必要な人員については配置をしたい。それはきっちりやりたいというふうには思っております。</p>
議長	9番 伊藤均議員
9番	<p>今、必要ならって、もう4月にはですよ、体制を整えるんですから、ある程度の考えがなからないかなではないかなと思います。</p> <p>必要な体制において、それは元々動き出して、次年度においてですよ、とか途中において、どうしても足りないからということで、必要に応じて合わせるという形は分かります。話の中に。</p> <p>ただ、4月から始めようというのに、きちっとした考え方が基にないと、人員の振り分けもできんやないかなと思いますので、ちょっとお答えが中途半端なですね、答えになるのかなと。4月からこの機構改革をするということに関してはですね。</p> <p>そのとこを答えていただきたいのと、もう一つは総数ですよ。</p> <p>職員の総数は、じゃあ、この課を変えた場合にですね、どんなになるのかということも、併せてお答えください。</p>
議長	村長

<p>村 長</p>	<p>災害対応の人員につきましては、災害対策室長とですね、人数については、次年度以降の形について、調整、詰めているところです。</p> <p>人数については、今の人数でやっていけるという形で判断をしているという回答をさせていただきたい。</p> <p>それが具体的に、業務内容についての云々かんぬんについては、災害対策室長のほうで配分をする形ではありますが、一応その人数でやるという形を決定しているところでございます。</p> <p>来年の体制につきましては、一般職員については3名、併せて民間の方も含めて8名でやるという形ですとところでございます。</p> <p>それと総数については、これについて課長職が減るとか、人数についてはシミュレーション、課長補佐については変わらないとかですね、係長職については、今のところでしたら、課長職が減るぐらい係長職がちょっと増える。係員についても、ほぼほぼ同数ということで、職員定数については変わらないところで、配分を考えているところでございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>他に、質疑はありませんか。</p> <p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>反対討論はありませんか。</p> <p>賛成討論はありませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>採決します。</p> <p>議案第1号「東峰村課設置条例の一部を改正する条例の制定について」、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、本案は、原案どおり可決されました。</p>
<p>日程第8</p>	
<p>議 長</p>	<p>日程第8 議案第2号「令和3年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算(第7号)について」を、議題といたします。</p> <p>担当課長に補足説明を求めます。</p> <p>総務課長</p>
<p>総務課長</p>	<p>20ページをお願いいたします。</p> <p>議案第2号「令和3年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算(第7号)」</p> <p>令和3年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算(第7号)は、次に定めるところによる。</p> <p>第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,497万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億5,846万4千円とする。</p> <p>第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。</p> <p>令和4年2月1日提出、東峰村長名でございます。</p> <p>21ページをお願いいたします。</p> <p>第1表、歳入歳出予算補正、歳入。</p> <p>11款国庫支出金、国庫補助金、補正額1億140万1千円、県補助金56万2千円、寄附金1億円、繰入金、基金繰入金1,300万7千円。</p>

	<p>補正額2億1,497万円、補正後の額42億5,846万4千円でございます。22ページをお願いいたします。</p> <p>歳出、総務費、総務管理費、補正額6,557万2千円、徴税费1億円。</p> <p>民生費、社会福祉費4,344万5千円、児童福祉費50万円、保健衛生費478万7千円。</p> <p>農林水産費、農業費66万6千円。</p> <p>補正額2億1,497万円、補正後の額42億5,846万4千円でございます。24ページをお願いいたします。</p> <p>ここでちょっと訂正がございますので、資料配布をよろしいでしょうか。</p>
議長	<p>はい、どうぞ。</p> <p>(資料配布)</p>
総務課長	<p>訂正がございます。</p> <p>訂正は、補正の財源内訳でございます。補正額の総額等には影響するものではないかと存じます。</p> <p>訂正の箇所は2カ所ございまして、24ページの補正額の財源内訳というのが、右のほうに欄がございます。</p> <p>上から2行目の民生費、国庫支出金がございまして、一番右端が一般財源、こちらの10分の10の事業でございまして、こちらの9万円と表記されてあるものが国庫支出金のほうに入ります。</p> <p>ですので、今、お手元に配布のものにはこの9万円が消えて、国庫費に4,394万5千円というふうにかかれてあると思います。</p> <p>10分の10で、当初、この9万円が一般財源というふうにかかれておりましたが、その後10分の10というのが確定いたしましたので、その訂正がされておりました。総額の変更はございません。</p> <p>それから、もう1カ所は、同じところでございまして、27ページ。</p> <p>27ページは、この集計欄のところですね。補正前が2億2000のところでございます。国庫支出金が4,344万5千円と表記されております。一般財源の9万円が消えておるところでございます。</p> <p>財源の内訳の修正で、総額には変更ございません。</p> <p>それでは、改めまして、25ページに戻させていただきます。</p> <p>歳入、11款国庫支出金、2項国庫補助金、総務費国庫補助金、補正額5,745万6千円、22緊急経済対策地方創生臨時交付金5,745万6千円でございます。</p> <p>民生費国庫補助金、社会福祉費国庫補助金4,344万5千円、住民非課税世帯臨時特別給付金。</p> <p>それから、2の児童福祉費国庫補助金50万円、子育て世帯生活支援特別給付金でございます。</p> <p>12款県支出金、農林水産費補助金、1農業費県補助金56万2千円、中山間地域直接支払補助金でございます。</p> <p>14款寄附金、一般寄附金の1億円、ふるさと納税に係るもの全額でございます。</p> <p>12款繰入金、財政調整基金繰入金1,300万7千円、財政調整基金の繰入金でございます。</p> <p>総務課からは、以上となります。</p>
議長	企画政策課長
企画政策課長	<p>企画政策課でございます。</p> <p>26ページをお開きいただけますでしょうか。</p> <p>32目緊急経済対策地方創生臨時交付金事業でございます。</p>

	<p>これにつきましては、全体協議会でですね、ご説明をさし上げておりました、12月ですね、国の補正に伴うものでございます。</p> <p>この前ご説明さし上げた事業につきまして、各節ごとに今回補正を計上させていただきますいております。</p> <p>7節報償費380万2千円、これは、緊急雇用創出事業によるものでございます。</p> <p>12節委託料814万円、これは、ICT教育充実事業とコロナ対応の公式サイト改修事業でございます。</p> <p>13節使用料及び賃借料でございます。43万円。これは、ICT教育充実事業に関するものでございます。</p> <p>14節工事請負費につきましては、1億。これにつきましては、3項目、2の説明に掲げております事業でございます。</p> <p>17備品購入費300万。これは、ICT教育充実事業に関するものでございます。</p> <p>18節負担金補助及び交付金でございます。4,020万円。これにつきましては、右に掲げております事業の負担金、補助金でございます。以上でございます。</p>
議長	保健福祉課長
保健福祉課長	<p>27ページをお願いいたします。</p> <p>3款民生費、1目児童福祉費でございます。50万円の増でございます。19節扶助費の50万円でございます。</p> <p>子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）ということで、そのうち低所得の子育て世帯分の給付金が当初の見込みを上回ったためでございます。</p> <p>続きまして、4款1項保健衛生費、5目小石原診療所費478万7千円の増でございます。</p> <p>22節償還金利子及び割引料のうち返還金としまして、令和2年度福岡県へき地医療施設等運営費補助金のうちの余剰が生じ、返還が必要となったものです。</p> <p>理由といたしまして、令和2年度小石原診療所支出のうち、需用費や医薬品材料費、備品購入費の一部を、発熱外来開設費用として、感染拡大防止支援事業補助金及びコロナ交付金として計上、交付を受けたためでございます。以上です。</p>
議長	住民税務課長
住民税務課長	<p>26ページをお願いいたします。</p> <p>3款1項13目住民税非課税世帯等臨時特別給付金4,344万5千円の補正ですが、7節の報償費は、給付事務にパートタイム職員1名を4カ月ほどですね、雇用を行うもので66万9千円を、10節需用費、事務費消耗品として50万円を、11節役務費、通信運搬費としまして7万6千円を、12節委託料ですが、電算システムの改修を行うもので220万円を、また、18節負担金補助及び交付金ですが、給付金としまして400世帯分4,000万円を、補正を行うものでございます。</p> <p>以上で、補足説明を終わります。</p>
議長	農林観光課長
農林観光課長	<p>すみません、先ほど企画政策課長のほうから、コロナ対策の交付金の関係で説明がありましたが、その中で、全員協議会の折にプレミアム商品券の件につきまして、事前に資料が欲しいということで受けておりましたので、お手元にお配りをいたしております。</p> <p>こちらがプレミアム付き商品券の業種別換金集計表ということで、過去5回分、1ページから直近令和3年の9月から12月に実施されたものから5回分、参考資料としてお配りさせていただいておりますので、ご確認いただきたいと思います。</p> <p>それでは、議案書のほうに戻らせていただきます。</p>

	<p>26ページをお願いいたします。</p> <p>2款2項1目税務総務費、補正額1億円です。こちらにつきましては、主にふるさと納税に関するものでございます。</p> <p>10節需用費2,800万円、これは、ふるさと納税の返礼品になります。大体3割以内ということで、2,800万円を見込んでおります。</p> <p>それから、11節役務費800万円、こちらは返礼品の送料になります。約8%程度ということで800万円です。</p> <p>それから、12節委託料です。これは、ふるさと納税業務委託料ですけれども、約14%を見込んでおります。1,400万円。</p> <p>ここまでで必要経費として5,000万円、2分の1以下ということになっておりますので、5,000万円を予算を組んでおります。</p> <p>それから、24節積立金として、今回基金積立金に5,000万円を計上しております。</p> <p>それから、27ページをお願いいたします。</p> <p>6款1項8目中山間地域直接支払事業です。補正額66万6千円。</p> <p>18節負担金補助及び交付金ということで、今回66万6千円の中山間地域直接支払集落への補助金を増額しております。こちらにつきましては、協定農用地面積の変更確定による増額ということで、今回補正をさせていただいております。以上です。</p>
休憩	
議長	<p>10時35分まで換気休憩を行います。</p> <p style="text-align: right;">(10時31分)</p>
再開	
議長	<p>休憩前に引き続き、会議を再開いたします。</p> <p style="text-align: right;">(10時35分)</p>
議長	<p>これより質疑、討論、採決を行います。</p> <p>議案第2号「令和3年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算(第7号)について」</p> <p>これから、質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>6番 長澤貞義議員</p>
6番	<p>プレミアムの関係をお聞きしたいんですが。</p> <p>村内で買えるものに限られるということですよ。しかしながら、義務教育や学校に通っている子どもさんたちがおる保護者に対してですね、こういう意見をちょっと聞いたものでですね、聞きたいんですが。</p> <p>学校の制服ですね、中学生になれば必ず制服が要ると思うんですよ。これは、たぶん私の子どもが行っているときは、朝倉市の制服を売っているところに指定されていたような気がするんですが、せっかくプレミアムが使えるのであればですね、保護者の方は、そういうのを使ってそういう制服、必ず買わなければいけないものですね、学校関係、体操服とかですね。に対してだけでも、買えるような取り組みが。朝倉市と協議してですね、できるようにならないのかなと思っているので、これを質問いたします。</p>
議長	農林観光課長
農林観光課長	<p>お気持ちはですね、学生服とかに限らず、他のものでもあろうかなというふうには思われますが、今までずっとこの商品券やってきた趣旨はですね、やっぱり村内の事業者さんに対する助成と申しますか、ということが基本になってますので、その辺りをちょっとまだ、今のところ調整をしているとかいうのはございませんが、</p>

	ご意見等としてですね、今回お伺いをさせていただくと、ちょっとそういう形でしか今の段階では回答できませんけど、そういうことでよろしくお願ひしたいと思います。
議 長	6 番 長澤貞義議員
6 番	<p>そういう答弁だろうと思っていましたけれども、そういう使えないのであれば、朝倉市と協議してですね、村と。そういった制服を優先的に買えるプレミアム分だけを、朝倉市のプレミアムですね、を買えるような取り組みができないかなど。やればできるのではないかなどは思うんですが、村にはないからですね、制服やら体操服扱っているお店が。</p> <p>だから、保護者さんたちの、やっぱりためになるのであれば、朝倉市のプレミアム券を、その制服とか買えるだけのですね、取り組みができないのかなと思ったんですが。</p>
議 長	村長
村 長	<p>プレミアム付き商品券につきましての意義は、先ほど農林観光課長が言ったとおり、やっぱり村内の消費喚起というものがやっぱり重要というか、その立てつけでこの自治体でも行っているという状況ではございます。</p> <p>先ほど議員さん申されました、朝倉市の商店にあるところからの販売という分につきましては、それぞれの自治体住民に限るというものでは、いろんな制度はありますけどね、確か買えると思いますので、必要な分をその自治体が発行している商品券を買っていただくとかいう形は可能というか、今もできるというふうに理解をしております。</p> <p>ただ、今後村のほうでそういう協議をするかという部分については、やはり大元の目的がですね、ちょっとどこまで、商工会さんにお世話させていただいておりますけど、をやっぱり地域という部分をですね、捉えるかという分になってきますので、やはりそこは慎重に考えざるを得ないのかなというふうには思っております。</p>
議 長	6 番 長澤貞義議員
6 番	<p>これは、ちょっと別なところのことですが、日田市のプレミアムをスマートフォン使って申し込んで買えたんですね。日田市で使えるということで。</p> <p>以前の朝倉市が発行したプレミアムに関してはですね、申し込みをして、抽選でしか買えなかったと思うんですが。だから、私は申し込みしたんですけど、当たるといことはなかったんで買えなかったんですけど。</p> <p>現在はちょっとどういうふうになっているのかは分かりませんが、日田市ではそういうスマートフォン使ってプレミアム商品券3万円までですかね、買えたんです。それは3割の利益ありましたからですね。</p> <p>そういった現在の朝倉市のプレミアム券が確実に買えるのかどうかは、ちょっとそここのところは村としても分からないかと思いますが。</p>
議 長	農林観光課長
農林観光課長	すみません、ちょっと今の時点で朝倉市さんの状況というのが確実に把握できてませんので、その辺はちょっと追々確認をさせていただきたいと思います。
議 長	1 番 佐々木孝議員
1 番	以前は甘木朝倉広域圏という形でいろいろ取り組んでましたよね。そういったことで、朝倉市と筑前町を含めた中で考えられないのでしょうか。
議 長	村長
村 長	先ほど佐々木議員さんのほうから言われた部分につきましては、消費喚起の部分について、広域圏で取り組んでいる事例はなかったのかなというふうには記憶しております。ちょっと調査というかですね、過去の経緯等も調べさせていただきたい

	<p>と思います。</p> <p>商品券云々という部分と低所得者、要保護とかですね、そういった部分に関する部分の村の支援制度等はございます。</p> <p>ただ、一般の方が、例えば制服を買うときに負担が大きいとかいう部分であれば、学校のほうもやはり値段自体、そのもの、今、制服検討委員会というのがされてたと思います。</p> <p>そういった負担のあり方等も含めた協議をされていると思いますので、そういった部分については保護者さん等の意見も踏まえながら決定していくという話でございまして、今後のことにはなりますが、先ほどの広域圏の取り組みは、消費喚起については記憶にないというのが回答になります。</p>
議 長	<p>他に、質疑はありませんか。</p> <p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>反対討論はありませんか。</p> <p>賛成討論はありませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>これより採決します。</p> <p>議案第2号「令和3年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算(第7号)について」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、本案は、原案どおり可決されました。</p>
日程第9	
議 長	<p>日程第9 同意第1号「東峰村監査委員の選任について」を、議題といたします。</p> <p>担当課長に補足説明を求めます。</p> <p>総務課長</p>
総務課長	<p>28ページをお願いいたします。</p> <p>同意第1号「東峰村監査委員の選任について」</p> <p>地方自治法第196条第1項の規定により、次の者を東峰村監査委員として選任することについて議会の同意を求めます。</p> <p>令和4年2月1日提出、村長名でございます。</p> <p>氏名 本田治美</p> <p>住所、生年月日は記述のとおりでございます。</p> <p>任期 令和4年2月28日から4年間</p> <p>提案理由、本田治美氏を東峰村監査委員に選任することについて、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めます。</p> <p>略歴につきましては、29ページのとおりであります。ご確認をお願いいたします。</p> <p>提案といたしましては、以上となります。</p>
議 長	<p>これより質疑、採決を行います。</p> <p>同意第1号「東峰村監査委員の選任について」</p> <p>これから、質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>

議 長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>これより採決いたします。</p> <p>同意第1号「東峰村監査委員の選任について」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、本案は、同意することに決定しました。</p>
閉 会	
議 長	<p>以上をもちまして、本臨時会に付議されました案件の審議は、すべて終了いたしました。</p> <p>村長よりあいさつの申し出がっております。これを認めます。</p> <p>村長</p>
村 長	<p>閉会にあたりまして、一言お礼を申し上げます。</p> <p>本日、令和4年東峰村議会臨時会を開催し、議員皆様の慎重な審議をいただき、執行部より提案をいたしましたすべての議案等について、提案どおりご可決、同意いただきましたことを厚くお礼を申し上げます。</p> <p>議案審議の中でいただきました貴重なご意見、ご提言につきましては、今後の行政運営に生かしていく所存であります。</p> <p>特に、機構改革については、人材育成、意識改革があって、初めて組織が生きてくると思っております。</p> <p>2月は逃げる、3月は去ると言います。あっという間に4月になると思いますが、きっちり準備をいたしまして、新しい体制で4月を迎えることができるようにしたいと思っております。</p> <p>さて、JR日田彦山線BRT化につきましてでございますが、村の協議会においても「工事の進捗が分からない。」「どのようなBRTバスが走るのか。」などご意見をいただいております。</p> <p>先日、JR九州の本社の方があいさつにみえられ、その際にJRの考え方を質したところではございましたが、明瞭な返答はその場ではありませんでした。</p> <p>BRTの整備はJRが行うものではありませんが、特色ある日田彦山線、乗ってみたいBRTの整備や利用促進、安全対策などについて、一緒に考える場を設けるべきということで、昨日添田町の寺西町長と面談を行い、その中で合意をいたしました部分、早速今週県庁に赴きまして、副知事並びに交通政策課等との要請を行いまして、JRにやはりそういう情報の意見交換をする場、情報共有の場をですね、設けていただく、その定期的な開催をしていただきたいという申し入れをするように計画をしているところであります。</p> <p>乗って嬉しいBRTを実現するために、時間切れにならない、もうちょっと時間がありませんので変更ができません、とかいう事態にならないように、今からですね、できるだけ早くそういう場を設けていただくよう行動したいというふうに思っております。</p> <p>新しい情報が入れば随時報告いたしたいと思っておりますので、今後とも皆様のご協力をお願いいたします。</p> <p>なかなかコロナ禍からの脱却が見通せない中、予断を許さない状況でございますが、議員各位におかれましても、コロナ対策、健康管理には十分注意をいただきお過ごしいただきますようご祈念を申し上げ、私の閉会のあいさつといたします。どうもありがとうございました。</p>
議 長	<p>これもちまして、令和4年第1回東峰村議会臨時会を閉会いたします。</p>

	(10時50分)
	<p>上記会議の経過を記載し、その相違ないことを証するために署名する。</p> <p>議 長</p> <p>議 員</p> <p>議 員</p>